

議案第18号

訴えの提起について

次の者を相手として、町営住宅家賃（賠償金を含む）の滞納に伴う住宅の家賃（賠償金を含む）の支払いに関し、訴えを佐賀地方裁判所に提起し、又は和解するため、次のように議会の議決を求める。

1. 相手方

略

2. 事件の内容

上記の者は、町営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、支払いを求めるもの

3. 請求の趣旨

被告に対し滞納した家賃の支払いを求めるもの

被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの

4. 訴訟遂行の方針

(1) 上記の者から滞納した家賃を完納する申し入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

(2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は上訴するものとする。

令和 5年 3月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

訴えの提起については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものである。

訴 状

令和 年 月 日

佐賀地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 安 永 宏

弁 護 士 安 永 恵 子

弁 護 士 安 永 治 郎

弁 護 士 藤 崎 純 一

弁 護 士 森 公 照

賃料請求事件

訴訟物の価額 4 3 1 万 0 7 0 0 円

貼用印紙代 2 万 7 0 0 0 円

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、4 3 1 万 0 7 0 0 円及び内金 3 4 9 万 5 9 0 0 円に対する令和 4 年 1 2 月 2 2 日から年 5 パーセントの割合による金員を、内金 8 1 万 4 8 0 0 円に対する令和 4 年 1 2 月 2 2 日から年 3 パーセントの割合による金員を支払え

2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決ならびに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告

原告は、地方自治体であり、平成17年3月1日に、旧中原町、旧北茂安町、旧三根町と合併し、原告みやき町となった。本件における賃貸借契約の締結時の当事者は旧中原町であるが、以下、旧中原町についても「原告」と表記する。

(2) 被告

被告は、原告より町営住宅を借り受けていた者であり、令和3年11月に退去した。

2 本件賃貸借契約

(1) 旧中原町は、平成14年4月1日、被告に対し、旧中原町町営住宅設置及び管理条例（甲1）の定めにより、以下の内容で本件建物を賃貸した（以下、「本件賃貸借契約」という。）（甲2）。

ア 対象物件 第2北浦団地D棟16戸のうちの1戸（32号室）

イ 契約期間 平成14年4月1日から平成17年3月31日まで

ウ 家賃（甲3）平成22年4月から2万2800円

平成26年4月から6万2800円

平成27年4月から6万6800円

平成28年2月から2万2700円

平成28年4月から2万2600円

平成29年4月から2万2500円

平成30年4月から6万6200円

平成30年7月から2万2400円

平成31年4月から2万2300円

令和2年4月から6万7600円

令和2年12月から2万2200円

令和3年4月から2万2100円

ウ 支払期日 毎月末日

(2) 原告は、上記同日、本件賃貸借契約に基づき、本件建物を被告に引渡し、被告はこれに入居した。

3 家賃滞納及び解除

(1) 被告は入居以降、度々家賃の支払を滞らせており、令和3年10月25日に、同年11月15日に退去する旨の原告に退去届を提出し、賃貸借契約は解除された(甲4)。

(2) 被告の未払家賃は、被告が退去した令和3年11月15日の時点で431万0700円となった(甲5)。

(3) 原告は、令和4年12月7日、被告に対して、上記未払家賃を令和4年12月21日までに支払うよう求めたが、被告から期日までの支払はなかった(甲6)。

5 よって、原告は、被告に対し、

(1) 本件賃貸借契約に基づき、平成22年6月分から令和3年11月分までの未納家賃合計金431万0700円の支払い及び、

(2) 上記未納家賃のうち、平成22年6月分から令和2年3月分までの合計金349万5900円に対する令和4年12月22日から年5パーセントの割合による金員の支払いを、令和2年4月分から令和3年11月分までの合計金81万4800円に対する令和

4年12月22日から年3パーセントの割合による金員の支払い
を求める。

付 属 書 類

- 1 訴状副本
- 2 甲号証（写し）
- 3 訴訟委任状

以 上

当事者目録

〒849-0113 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737-5
原 告 み や き 町
上記代表者町長 岡 毅

〒840-0831 佐賀市松原1丁目4番28号
弁護士法人安永法律事務所（送達場所）
上記訴訟代理人弁護士 安 永 宏
同 上 安 永 恵 子
同 上 安 永 治 郎
同 上 藤 崎 純 一
同 上 森 公 照
電 話 0952-23-2465
F A X 0952-22-7726

略

略

被 告 略